

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 5 号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成 11 年岩手県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 3（第 8 条関係） [略] 岩手県農業信用基金協会 <u>岩手県住宅供給公社</u> 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 <u>岩手県土地開発公社</u> 社団法人岩手県畜産協会（昭和30年12月19日に社団法人岩手 県畜産会という名称で設立された法人をいう。） [略]	別表第 3（第 8 条関係） [略] 岩手県農業信用基金協会 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 社団法人岩手県畜産協会（昭和30年12月19日に社団法人岩手 県畜産会という名称で設立された法人をいう。） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。